［注１～23　略］

［イ・ウ　略］

［二・三　略］

別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一　第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

［様式略］

注１　１の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第２条第１項第６号に掲げる無線設備であつて916.7MHz以上920.9MHz以下若しくは2,450MHz帯の周波数の電波を使用するもの又は同項第６号の２、第６号の２の２若しくは第６号の４に掲げる無線設備については記載を要しない。

［(1)～(3)　略］

［注２～12　略］

［第二～第六　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］
第２条第１項第６号の３に掲げる無線設備	ＣＳ
第２条第１項第６号の４に掲げる無線設備	ＡＰ
［略］	［略］

［５　略］

［注１～23　同上］

［イ・ウ　同上］

［二・三　同上］

別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一　［同左］

［様式同左］

注１　１の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第２条第１項第６号に掲げる無線設備であつて916.7MHz以上920.9MHz以下若しくは2,450MHz帯の周波数の電波を使用するもの又は同項第６号の２若しくは第６号の２の２に掲げる無線設備については記載を要しない。

［(1)～(3)　同左］

［注２～12　同左］

［第二～第六　同左］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］
第２条第１項第６号の３に掲げる無線設備	ＣＳ
［同左］	［同左］

［５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百三十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎